

議案第30号

逗子市個人情報保護条例及び逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

逗子市個人情報保護条例及び逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年6月8日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市個人情報保護条例及び逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(逗子市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 逗子市個人情報保護条例（平成3年逗子市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第22条第2項中「情報照会者又は情報提供者」を「情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第23条第1項及び第25条第1項中「同法第28条」を「同法第29条」に改める。

第28条第2項中「番号法第27条第1項」を「番号法第28条第1項」に改める。

(逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年逗子市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「法第19条第9号」を「法第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）が公布されたことに伴い、改正の要あるため提案する。